

経 済 産 業 省

官 印 省 略

20220323保局第2号

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について等の一部を改正する規程

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323保局第5号）及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について等の一部を改正する規程

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第 5 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323保局第5号 平成30年 3月30日</p> <p>改正 <u>20200608保局第2号 令和 2年 6月26日</u></p> <p><u>20220323保局第2号 令和 4年 4月 1日</u></p>	<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323保局第5号 平成30年 3月30日</p> <p>改正 <u>20200608保局第2号 令和 2年 6月26日</u></p>
<p>5. 認定の方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次回検査時期の設定</p> <p>保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「<u>高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)</u>」（以下「<u>次回検査時期設定基準</u>」という。）によることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [以下略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>5. 認定の方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次回検査時期の設定</p> <p>保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「<u>高圧ガス設備の供用適正評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)</u>」（以下「<u>次回検査時期設定基準</u>」という。）によることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [以下略]</p> <p>(3) [略]</p>

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分のように改める。）

改正後				改正前			
特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について				特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について			
	制定	20180323 保局第 6 号	平成 30 年 3 月 30 日		制定	20180323 保局第 6 号	平成 30 年 3 月 30 日
	改正	20190606 保局第 1 号	令和 元年 6 月 14 日		改正	20190606 保局第 1 号	令和 元年 6 月 14 日
		20191118 保局第 2 号	令和 元年 11 月 29 日			20191118 保局第 2 号	令和 元年 11 月 29 日
		20200608 保局第 2 号	令和 2 年 6 月 26 日			20200608 保局第 2 号	令和 2 年 6 月 26 日
		<u>20201218 保局第 1 号</u>	<u>令和 2 年 12 月 25 日</u>			<u>20201218 保局第 1 号</u>	<u>令和 2 年 12 月 25 日</u>
		<u>20220323 保局第 2 号</u>	<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>			<u>20201218 保局第 1 号</u>	<u>令和 2 年 12 月 25 日</u>
I. 特定認定事業者について				I. 特定認定事業者について			
4. 特定認定事業者に関する認定の方法				4. 特定認定事業者に関する認定の方法			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定				(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定			
<p>保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、<u>高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)</u> 又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が KHK/PAJ/JPCAS0851 (2022) で規定する減肉であって、7. に掲げる表中五 2 を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5 (検査時期設定係数) を乗じて得られる期間内に行うことができる。</p>				<p>保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、<u>高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)</u> 又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) で規定する減肉であって、7. に掲げる表中五 2 を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5 (検査時期設定係数) を乗じて得られる期間内に行うことができる。</p>			
(3) ~ (5) [略]				(3) ~ (5) [略]			
7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について				7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について			
<p>液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。</p> <p>なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。</p> <p>また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の 3 第 6 号、一般則第 94 条の 3 第 6 号又はコンビ則第 49 条の 3 第 6 号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。</p>				<p>液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。</p> <p>なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。</p> <p>また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の 3 第 6 号、一般則第 94 条の 3 第 6 号又はコンビ則第 49 条の 3 第 6 号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。</p>			
認定の基準	判断の視点		解釈	認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項			項目	詳細事項	
一 危険源の特定及び	[略]	[略]	[略]	一 危険源の特定及び	[略]	[略]	[略]

評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること					評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること				
二 先進的な技術を適切に活用していること	[略]	[略]	[略]		二 先進的な技術を適切に活用していること	[略]	[略]	[略]	
三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	[略]	[略]	[略]		三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	[略]	[略]	[略]	
四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること	[略]	[略]	[略]		四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること	[略]	[略]	[略]	
五 連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等 を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静 機器の保安体制に関し て ① KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に規定す るFFS組織又はこれと 同等な組織を設置す ること ② [略] (2)～(4) [略]	(1)～(4) 次に掲げる体制を満 たすこと。 (i)～(iii) [略] (iv) 容器及び配管等の静機器 の余寿命評価と開放検査時期 を適切に設定するため、 KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に 規定されるFFS組織又はこれ と同等な組織を設置し、適切 に実施していること (v)～(ix) [略]		五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等 を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静 機器の保安体制に関し て ① KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)に規定す るFFS組織又はこれと 同等な組織を設置す ること ② [略] (2)～(4) [略]	(1)～(4) 次に掲げる体制を満 たすこと。 (i)～(iii) [略] (iv) 容器及び配管等の静機器 の余寿命評価と開放検査時期 を適切に設定するため、 KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)に 規定されるFFS組織又はこれ と同等な組織を設置し、適切 に実施していること (v)～(ix) [略]	
	2 長期開放検査周 期設定の評価体制 (対象損傷 KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)で規	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)に加え、次の(1) から(6)までを実施できる 体制の整備 (1)～(6) [略]	(1) [略] (3) KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)の「7. 基準適用 のための運用体制」における			2 長期開放検査周 期設定の評価体制 (対象損傷 KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)で規	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)に加え、次の(1) から(6)までを実施できる 体制の整備 (1)～(6) [略]	(1) [略] (3) KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)の「7. 基準適用 のための運用体制」における	

	<p>定する減肉であつて、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）</p>		<p>評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること (4)～(6) [略]</p>		<p>定する減肉であつて、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）</p>		<p>評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること (4)～(6) [略]</p>
--	--	--	---	--	--	--	---